

受取配当金について、税額の減算処理がされていますか？

平成 27 年度税制改正で、受取配当金等の益金不算入制度について見直しがされました。

もともと受取配当等の益金不算入の規定は、他の会社を支配する目的で株式を所有している場合を前提としています。親会社が所有する子会社株式がその典型ですが、子会社で課税済みの利益につき親会社が配当で受け取った時に再度課税されることによる二重課税の排除をするためにあります。

しかし、中小企業者など現実の株式保有は、安定株主工作による持ち合いを除き、持株会による購入などが一般的です。従って、持株割合は、数パーセントにも満たないことが殆どです。また、借入金の利子が多く、配当金から負債利子を控除すると減算の対象となる金額が僅少あるいはゼロになっていました。その為、決算処理をしていないケースが見受けられました。

$$\text{(算式)} \quad (\text{受取配当金の額} - \text{負債利子の額}) \times \text{一定割合} = \text{益金不算入額 (課税所得から減算されます)}$$

平成 27 年 4 月 1 日以後開始事業年度より、持株比率の基準が見直されるとともに、負債利子を控除するのは関連法人株式等のみとなりました。不算入割合も見直されていますが、負債利子を控除しないことにより、今まで受けることのできなかつた益金不算入の規定を受けることができる法人が増えているのではないのでしょうか？

保有割合 5% 以下の株式については、非支配目的株式等という新しい区分となっていることにも留意したいものです。

従前		27 年 4 月 1 日以後開始年度	
区 分	不算入割合	区 分	不算入割合
完全子法人株式等 (株式等保有割合 100%)	100%	完全子法人株式等 (株式等保有割合 100%)	100%
関係法人株式等 (株式等保有割合 25%以上・所有期間 6 月以上)		関連法人株式等 (株式等保有割合 3分の1超) } 負債利子 控除	50%
上記以外の株式等	50%	その他の株式等	
		非支配目的株式等 (株式等保有割合 5%以下)	20%

(文責：松岡美津枝)